

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 6 までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（令和 8 年 3 月 31 日保険局医療課事務連絡）は廃止いたします。

【精神科救急急性期医療入院料】

問 80 「A 3 1 1」精神科救急急性期医療入院料の施設基準において、「当該病棟の年間の新規患者のうち 6 割以上が、「精神科救急等病棟必要性チェックリスト」において 3 点以上のものであること。」とあるが、年間の取扱い如何。

(答) 届出時は、届出前直近 1 年間を指す。それ以降は、毎年 8 月に、前年 8 月から 7 月までの 12 か月の実績を算出し基準を満たす必要がある。なお、「A 3 1 1－3」精神科救急・合併症入院料の施設基準通知 (13) においても同様の取扱いとする。

【精神科救急急性期医療入院料等】

問 81 「A 3 1 1」精神科救急急性期医療入院料及び「A 3 1 1－3」精神科救急・合併症入院料の施設基準において、算定を行う病棟に常勤の精神保健福祉士を 2 名以上配置すること、また、「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料の施設基準において、算定を行う病棟に精神保健福祉士が常勤していることとされているが、当該精神保健福祉士は、配置されている又は常時勤務している病棟に係る業務以外の業務を行うことはできるか。

(答) 当該病棟における業務に従事した上で、当該病棟に入棟予定又は当該病棟から退棟若しくは退院した患者への支援に係るものであれば、他病棟及び外来における業務等のそれ以外の業務に従事することは可能。

【精神科急性期治療病棟入院料】

問 82 「A 3 1 1－2」精神科急性期治療病棟入院料の施設基準において、「同一保険医療機関内に精神科急性期治療病棟入院料 1 を算定すべき病棟と精神科急性期治療病棟入院料 2 を算定すべき病棟が混在することはできない。」とあるが、精神科急性期治療病棟入院料 1 を届け出る病棟を有する保険医療機関において、令和 8 年 3 月 31 日において現に令和 8 年度診療報酬改定前の医科点数表における精神科地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟が、精神科急性期治療病棟入院料 2 を届け出ることは可能か。

(答) 令和 8 年 9 月 30 日までの間に限り可能。

【精神療養病棟入院料】

問 83 重症者加算 1 について、様式 55 の 2 は毎年提出する必要があるのか。

(答) 不要。なお、これに伴い、「疑義解釈の送付について (その 13)」(平成 25 年 3 月 28 日) の別添の問 3 は廃止する。